

令和3年度 男女共同参画推進センター事業実績

【資料1】

◆女性相談事業

1 事業の目的

- 売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき女性相談員を設置し、相談者が抱える様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。

2 事業の内容

- 結婚・離婚問題や家庭問題などで不安や問題を抱えている相談者に対し、適切な指導や助言を行うとともに、関係機関・庁内関係課等とも連携を図り、相談者のニーズにかなった支援を行う。

【女性相談】

- ・相談員 3人
- ・相談場所 上越市市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内
- ・相談受付 月～土曜日 午前9時～午後5時（毎週火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）
※日曜日・祝日、年末年始、市民プラザ休館日は除く

【出張相談】

- ・男女共同参画推進センターに出向くことができない相談者に対し、相談員が最寄りの公共施設で相談を行う。（事前予約制）

3 相談件数について

- (1) 令和3年度は相談延べ件数が3,064件、相談実人数は233人となり、令和2年度の相談延べ件数と比較して66件の増、相談実人数では18人の減となった。
- (2) 全相談件数の約4割（41.1%）が家庭問題となっており、そのうちDV関係の相談は全相談件数の4.4%（前年度との比較で2.7ポイントの減）となった。

<女性相談事業実績>

区分	令和元年度		令和2年度(B)		令和3年度(A)		比較増減 (A)-(B)		
女性保護施設等入寮者数(人)	1		1		3		2		
相談実人数/相談延べ件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	
	274	4,614	251	2,998	233	3,064	▲18	66	
内訳	経済問題	3	316	19	356	9	375	▲10	19
	職業・就労問題	3	181	3	20	0	10	▲3	▲10
	結婚・離婚問題	58	463	39	256	43	190	4	▲66
	家庭問題	144	2,148	127	1,320	115	1,259	▲12	▲61
	(うちDV関係)	(31)	(448)	(28)	(213)	(26)	(136)	(▲2)	(▲77)
その他	66	1,506	63	1,046	66	1,230	3	184	
相談日数(日)	278		282		282		0		
1日あたり相談件数(件)	16.6		10.6		10.9		0.3		

※ 人数は、主な訴えのあった内訳項目の実人数を記載。件数は、複数の内容の相談があった場合、主な訴え以外の件数も加えて記載。

【参考】

	令和元年度	令和2年度(B)	令和3年度(A)	比較(A)-(B)
実相談回数(関係機関との連携含む)	978回	705回	682回	▲23回
※ () 内は1相談者当たり回数	(3.57回)	(2.81回)	(2.93回)	(0.12回)

4 相談者の状況について

- (1) 相談実人数は233人で、このうち女性は212人(91.0%)、男性は19人(8.1%)、不明は2人(0.9%)であった。また、相談者の新規・再来別では、新規が156人(67.0%)、再来が77人(33.0%)であった。
- (2) 相談者の居住地別では、合併前上越市が166人(71.2%)、13区は33人(14.2%)、市外・不明は34人(14.6%)であった。また、相談方法の区分では、男女共同参画推進センターへの来所が85人(36.5%)、電話相談が146人(62.7%)、出張相談が0人、メール・その他が2人(0.8%)となっている。

【年代別集計】

18歳未満	0人	-
18歳以上20歳未満	2人	0.9%
20代	29人	12.5%
30代	55人	23.6%
40代	73人	31.3%
50代	32人	13.7%
60歳以上	25人	10.7%
不明	17人	7.3%
合計	233人	-

【相談経路】

本人自身	190人	81.5%
警察関係	6人	2.6%
法務関係	0人	-
他の女性相談所	4人	1.7%
他の女性相談員	0人	-
福祉事務所	19人	8.2%
他の相談機関	10人	4.3%
社会福祉施設等	0人	-
医療機関	1人	0.4%
教育機関	1人	0.4%
労働関係	0人	-
民間シェルター	0人	-
知人縁故関係	0人	-
その他	2人	0.9%
合計	233人	-

5 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- (1) 目標達成状況
 - ・相談者の様々な不安や悩みに対し、庁内関係課や関係機関と連携を図りながら適切な助言や支援等を行い、不安解消や問題解決に向けて、相談者に寄り添うことにより適切に対処することができた。
 - ・DVに関する相談では、相談者に対して迅速かつ的確な助言・支援に努めたほか、緊急のケースでは一時保護施設への入所措置を講じ、被害者の安全確保を図った。
 - ・国・県等の研修会に参加し、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図った。
- (2) 事業の成果
 - ・DVに関する相談については、内容が複雑化かつ多様化してきているが、関係課や関係機関と連携したことにより、迅速に適切な支援を行うことができた。
- (3) 今後の課題
 - ・継続的にDVに関する緊急一時保護事案が発生していることから、関係課や関係機関との連携を一層強化するとともに、相談窓口の充実と周知の強化に努める必要がある。また、近年の感染症拡大など、社会環境の変化等に伴う不安や悩みに対しても、的確な支援ができるようスキルを高めていく。

令和3年度 男女共同参画推進センター事業実績

【資料1】

◆男女共同参画事業

1 男女共同参画推進センター事業について

(1) 概要

- 男女共同参画推進センターは、男女共同参画基本条例において、本市における男女共同参画の事業推進と市民活動の拠点施設として位置付けられている。(平成13年3月設置)
- 男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の促進に関する講座等の企画・運営や、女性相談業務及び広報活動等を行っている。

(2) 令和3年度実績

① 男女共同参画推進センター講座 (10講座・11回、184人参加)

- 上越市男女共同参画基本計画の実効性を図るため、センター講座を開催し、男女共同参画についての周知、啓発を図った。

<講座開催実績>

No.	月日	講座名	参加人数	会場	企画・運営
1	6/19	ドキュメンタリー映画「RBG最強の85才」上映会 & トーク	35	市民プラザ	登録団体委託※
2	7/8	離婚と子ども、面会交流・養育費について ～子どもの最善の利益のために～	23	市民プラザ	登録団体委託
3	7/17、 7/24	女性市議と語る女性の活躍を考える (2回連続講座)	27	市民プラザ	登録団体委託
4	8/8	思春期の子どもに伝えたいこと ～自分を大切にすることってどういうこと?～	23	市民プラザ	登録団体委託
5	11/3	産前産後のママのこころとからだの健康講座	4	市民プラザ	登録団体委託
6	11/6	女性の健康とダイエットの入り組んだ関係 ～文化人類学から考える	25	市民プラザ	登録団体委託
7	11/27	家事を一人で頑張らすぎない講座	7	市民プラザ	登録団体委託
8	11/27	結婚観に迷っている人向けの講座	8	市民プラザ	登録団体委託
9	12/4	もしもパートナーが倒れたら ～いつ起こっても困らないために～	20	市民プラザ	登録団体委託
10	12/8	ワーク・ライフ・バランス充実セミナー ～家庭と仕事のタイムマネジメント～	12	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
計	10講座 (委託9、共催1)・11回		184		

※ 企画・運営欄における「登録団体委託」とは、上越市(男女共同参画推進センター)が登録団体に講座の企画・運営を委託したものを指す。

<講座参加者の満足度>

- 令和3年度 85.3% (参考:令和2年度 73.6%)・・・令和4年度目標値 80.0%
- ※ 第3次男女共同参画基本計画における評価指標として設定

② 自分磨き応援講座

- 出会いや就職など、自らが希望するライフプランの実現に向けて、参加者が自らの魅力に気づき、自分らしく活躍するきっかけとしてもらうための講座を開催した。

講座タイトル:「素敵な自分にアップデート!」

第1回・・・聞き上手は話し上手。会話力をUP!

開催日:令和4年1月27日(木)

講師:横田令子さん(コミュニケーション能力1級認定講師)

第2回・・・自分もまわりも幸せに!表情から気持ちを伝えよう

開催日:令和4年2月3日(木)

講師:関原英里子さん(サブファメイクアップアーティスト)

参加人数:36人(第1回:18人、第2回:18人)

③ 女性活躍応援セミナー

- 職場の中での様々な分野・場面における「女性の活躍推進」を更に進めるため、取組事例の紹介や意見交換・情報交換などを行うセミナーを開催し、市民や企業等への意識啓発を図る。

講座タイトル「働き方改革とワーク・ライフ・バランス～女性が働きやすい環境づくりを考える～」

開催日:令和3年12月21日(火)

講師:今井進太郎さん(グローバルマーケティング株式会社)

参加人数:8人

④ 男女共同参画推進センター出前講座 (13団体・13回、710人参加)

- 学校や企業、地域などが主催する男女共同参画に関する講座・学習会などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識啓発を図った。

<講座開催実績>

区分	開催回数	参加人数	実施プログラム・実施回数						
			デートDV・暴力防止	男女共同参画と人権	子育て支援、介護支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	地域の男女共同参画	ハラスメント防止	ワーク・ライフ・バランス
学校	7	570	4	2	-	-	-	1	-
企業	4	83	-	1	-	-	-	2	1
地域・市民団体	2	57	-	2	-	-	-	-	-
計	13	710	4	5	0	0	0	3	1

⑤ 広報事業

<情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行>

- 年4回の発行回ごとにそれぞれテーマを設定するとともに、市内の主な施設や町内会等へ配置し、男女共同参画に関する啓発及びセンターの各種事業等について紹介した。

(発行回数:年4回、発行部数:15,400部)

—各号別発行テーマ—

- ▶ 6月25日号：「女だから男だからではなく、私だからの時代へ。」（男女共同参画週間）
- ▶ 9月25日号：「DVひとりて悩まないで」（DV防止と女性相談窓口の案内）
- ▶ 12月25日号：「男女共同参画の視点を取り入れた防災への取組」（防災への男女共同参画の視点）
- ▶ 3月25日号：「ウィズじょうえつ をご利用ください。」（男女共同参画推進センターの紹介）

⑥ 男女共同参画推進センター登録団体懇談会の開催

・懇談会を定期的に4回開催し、センター登録団体との連携を図った。

〔※懇談会では、センター講座の企画案や情報紙の内容等について、それぞれの原案を基に協議したほか、男女共同参画に関する意見交換を行った。〕

・令和4年3月末現在 センター登録団体数 21団体

2 第3次男女共同参画基本計画に関する取組状況について

(1) 第3次男女共同参画基本計画（H30～R4）の進捗管理

① 平成30年3月に策定した第3次男女共同参画基本計画に基づき、各課等で取り組んだ令和3年度の事業実績等について整理した。

また、令和3年度の事業実施計画の進捗管理、及び令和4年度の事業計画の策定について、関係課等を通じて整理を行った。

② 市が設置する各種審議会等における女性委員の登用状況に関する調査（R4.3.31現在で調査）

・調査対象とした審議会等 【計123】（令和2年度末：123）

a. 地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定に基づき設置する市の執行機関等
教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会 等 【計6・女性委員登用率17.5%】

b. 地方自治法第202条の5の規定に基づき設置する地域協議会
高田区地域協議会 等 【計28・女性委員登用率19.1%】

c. その他の審議会等（地方自治法第202条の3の規定に基づき設置する市の附属機関等）
上越市特別職報酬等審議会 等 【計89・女性委員登用率30.4%】

・登用状況：令和4年3月末現在 27.5%（前年度比 -0.7ポイント）

(2) 男女共同参画審議会の開催

① 設置根拠（上越市男女共同参画基本条例第22条）

・男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する。

② 所掌事務

・男女共同参画基本計画に関し、第11条第3項（男女共同参画基本計画を定める場合に審議会の意見を聴くこと）に規定する事項を処理すること。

・市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

・男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。

③ 審議会委員

・委員数 17人（任期：R3.4.1～R5.3.31） ※学識経験者、事業者、公募市民等で構成

<審議会の開催実績及び主な協議事項>

回	開催日	協議事項
第1回	8月3日（火）	・令和2年度取組実績及び令和3年度実施計画について 他
第2回	2月9日（水） ※書面会議	・令和3年度取組実績（見込）及び令和4年度実施計画（予定）について 他

3 その他男女共同参画事業について

(1) 男女共同参画サポーター制度

① 目的及び期待する主な役割

- ・地域での男女共同参画の推進に関する意識・知識の普及啓発。
- ・男女共同参画推進センター講座等への積極的参加や、市民に向けた参加の呼び掛け。
- ・サポーター自身の活動を通じて、男女共同参画の実践とそのきっかけづくり。

② 令和3年度実績

・サポーター懇談会を開催し、サポーター相互の交流や情報交換、今後の活動について検討したほか、サポーターからの提案や意見等を基にした啓発事業「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）展」（パネル展示）を開催した。

・「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）展示会」

開催期間・・・令和4年1月13日～1月28日

開催場所・・・上越市市民プラザ・2階ロビー

・令和3年3月末現在の登録者数 15人

(2) 男女共同参画に関する職員研修会の開催

・職員への意識啓発を図るため、各課等の男女共同参画推進担当者（主に副課長級職員）及び保育士（園長又は副園長）を対象に研修会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。

(2) 女性人材バンク

・上越市男女共同参画基本条例の理念に則り、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を活用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与することを目的としている。令和3年度は2件の活用があった。

・利用の拡大を図るため、市のホームページへ登録情報を掲載

・令和4年3月末現在の登録者数 37人

4 事業の成果及び今後の課題、反省点について

(1) 目標達成状況

・市民への普及・啓発の取組については、男女平等や人権に関する基本的な内容や子育て・介護などの生活に身近なテーマに加え、あらゆる分野への女性の参画や女性活躍の推進など様々な視点による講座を開催し、男女共同参画の意義について考える機会を提供した。

(2) 事業の成果

・関係団体の委託講座のほか、地域や学校・事業所などを対象とした出前講座やサポーター等の提案による啓発事業を実施、また、新潟県女性財団との共催による講座の開催など、男女共同参画社会の必要性について、様々な分野と幅広い世代に向けて意識啓発を図ることができた。

(3) 今後の課題

・関係団体の委託講座をはじめ各種講座の開催については、参加者をあらゆる世代や分野へ向けて拡大していくとともに、男女共同参画の意識啓発を参加者へ効果的に浸透させていくための手法を工夫していく必要がある。

・現在でも固定的な性別役割分担意識が根強く残っている傾向があることから、これらの改善・解消に向けて、家庭や地域、職場などの身近な環境での取組や啓発活動が必要である。

第3次基本計画に基づく令和3年度取組実績【総括表】

■…女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数	A:達成	B:ほぼ達成	C:未達成	D:事業未実施	
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	重複1 3	重複1 3				
			②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	1	1				
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	5	2	3			
			②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	2	2				
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進	1	1				
			②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	2	2				
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	3	2	1			
			②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3	2	1			
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：30	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透	4	1	1	2		
			②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	4	3	1			
			③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	1	1				
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	6	6				
			②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	1	1				
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及啓発	2	2				
			②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	9	9				
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援	1	1				
	②ひとり親家庭等への支援の充実		2	2					
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	3	1		2		
			②女性の再就職への支援	3	2	1			
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供	重複1 2	重複1 1		1		
②女性の参画情報の調査、公表			重複1 2	重複1 2					
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大		①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	重複1 3	重複1 2		1			
		②女性職員の積極的な登用	2	2					
4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化	重複1 3	重複1 2	1				
		②市民や活動団体への支援	2	2					
	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施	4	2		2			
		②男女共同参画の考え方に基じた施策の推進	重複1 8	重複1 8					
II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	2	2				
			②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	1	1				
		(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実	2	2				
			②その他相談機関との連携	3	3				
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	1	1				
			②被害者への安全確保のための情報提供	3	3				
		(2) 自立への支援	①生活再建の支援	1	1				
			②同伴者への支援	1	1				
合計（重複登載分を除く合計）			93	76	9	8	0		
			達成率	81.7%	9.7%	8.6%	0.0%		
			目標達成状況（構成比）	91.4%		8.6%			

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備
基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図った。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※ I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させて、より分かりやすく効果的な意識啓発に努めた。	A	継続		
	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列したことで、職員への啓発を推進した。	A	継続		
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:9講座 ・(公財)新潟県女性財団との共催:1講座 ※講座については、男女共同参画の周知啓発を図るよう、センター登録団体とのヒアリングを行った。	A	継続	参加者の満足度・・・85.3%(参加者平均)	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める(数値目標:5回開催)。	民生委員児童委員協議会や事業所、高等学校で開催(9回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深めた。	A	継続		人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、懇談会を4回開催し啓発活動への参画に取り組んだほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図った。 ・「無意識の偏見」に関してサポーターから募集した意見や気づき等をキーワードで視覚化した展示会を開催した。	A	継続		男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように各学校を指導することにより啓発を進めた。	B	継続	授業公開を実施した学校の割合・・・41%	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を17小学校区で開催する。	16小学校区で人権を考える講話会を開催して男女平等教育の啓発を進めた。	B	継続	感染症拡大による中止のため	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座で18講座以上)	男女共同参画出前講座を開催し市民への意識浸透を図った。(企業や学校、町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣・・・13講座開催)	B	継続	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業や学校などが会議や集会等の開催を自粛し、出前講座を開催する場が減少したため。	男女共同参画推進センター
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、朝市、成人式会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施2回以上)	民間事業者が主催する防災イベントのほか、商業施設において消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知した。	A	継続		危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催(5講座)、及び、情報紙の発行を通じた情報提供(6/25号)により意識啓発を図った。	A	継続	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座(5講座)の満足度・・・82.0%(参加者平均)	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図った。(6月25日号「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」)	A	継続		男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間18回(全42回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促すことにより、父親への意識啓発を行った。	A	継続		健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座(3講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮しながら、保育を実施した。	A	継続		保育課
	担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導した。	B	継続	研修会の実施が1回であったため	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年1回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導した。	A	継続		
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導した。	B	継続	研修に参加した学校の割合・・・38%	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導した。	A	継続		
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座3講座、出前講座5講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	すこやかなくらし包括支援センターや健康づくり推進課において、こころの相談に対応し、適切な支援につなげたほか、自殺予防対策連携会議を開催し、関係機関との情報共有等を行った。 また、自殺予防研修会など、地域における自殺予防対策を推進した。	C	継続	自殺者数は平成30年から令和2年まで減少していたが令和3年は増加しており、目標を達成できなかった	すこやかなくらし包括支援センター・健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌やホームページへ掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行ったほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図ったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催とした結果、目標を達成できなかった。	C	継続	参加者が定員の7割以上とならなかったため	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。	B	継続	ホームページの更新が1回であったため	
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催(センター講座、出前講座、女性活躍応援セミナーで各1講座開催)により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	関係機関が実施する取組や制度について広く周知し労働環境の改善を進めた。	B	継続	労働環境の改善に関する情報提供がなかったため	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知した。	A	継続		契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組んだ。	A	継続		
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。	A	継続		農業委員会事務局
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座(出前講座3講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。	A	継続	
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。仕事をしながら、安心して子育てができる環境を整えるため、12歳までであった対象年齢を18歳までに拡充した。	A	拡充	対象年齢を「12歳まで」から「18歳まで」とした
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブスペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行い、学校内へ移転を行った。 ・支援員等研修会を年2回以上行い、支援員等の資質向上を図った。	A	継続	
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	A	継続	
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブスペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	A	継続	
	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座(センター講座3講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続	
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座(センター講座1講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座2講座)により普及啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率90%以上を目指す。	性に関する指導の全体計画の作成、「生命の尊厳」「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「性感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施を行うように指導した。	A	継続		学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム代表者研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進めた。	A	継続		健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。子宮頸がんと乳がんの検診受診者の受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 870人 乳がん検診(41歳のみ) 1,040人 ・土曜日・日曜日検診の実施(8回) ・受診者 子宮頸がん検診:4,558人 乳がん検診:4,225人	A	継続		
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図った。	A	継続		
	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供した。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信した。	A	継続		スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以上、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促した。	A	継続		
	「たばここと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばここと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。 妊婦の喫煙率1.0%以下を目指す。	妊産婦喫煙防止(母子手帳交付、3か月健診において妊産婦等に対する禁煙に向けた指導)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害についての啓発を実施した。	A	継続		健康づくり推進課
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30~11:30 ・金 午後18:30~20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。(相談件数497件)	A	継続		
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。	A	継続		
	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	中学校での「命、きずなを考える講座」の実施(74回)、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施(34回)により健康教育への支援を図った。	A	継続		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 ・自立相談支援機関利用件数(登録者数)年間160件以上	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開した。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	A	継続		福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底した。	A	継続		こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底した。	A	継続		

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	スキルアップを進めるため、講座情報を広報上越に24件以上掲載する。	求職者に対する「ハローワーク求職者支援制度」について市HPで周知を図ったが、講座情報を広報上越へ掲載することができなかった。	C	継続	広報上越に目標である24件以上の講座情報を掲載できなかった	産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	労働相談は、概ね予定通りに実施できたが、女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催とした結果、目標を達成することができなかった。	C	継続	参加者が定員の7割以上とならなかったため	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座(センター講座2講座、女性活躍応援セミナー1講座)を開催した。	A	継続	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	関係機関と連携し、女性のための再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援した。	B	継続	上越公共職業安定所と連携し開催したが、セミナー参加者が6割となったため	産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	A	継続		こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を複数人選定し呼び掛けを行い、女性の参画推進を図ったが、アドバイザーの確保には至らなかった。	C	継続		農政課
	女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。(活用実績:2件)	A	継続		男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	庁内掲示板に結婚や子どもの出生を掲載する際に、結婚や育児に関する休暇制度等について周知したほか、職員又は職員の配偶者の出産予定を所属と人事課で早期に把握する申出書を活用し、所属内での業務の調整につなげ、育児休業等を取得しやすい環境を整備するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	A	継続		人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	市ホームページを通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供した。	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。(活用実績:2件)	A	継続		男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(29.1%)より向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかけたが、前年度より向上させることができなかった。	C	継続	※令和3年度末の女性委員登用率・・・27.5%(前年度比0.7ポイント下降)	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続した。	A	継続		保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣した。	A	継続		
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。(職員採用ガイドの作成・配布、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用した。	A	継続		人事課

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A	継続		
	市民への男女共同参画に関係する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。 (数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行った。(貸出156冊数、貸出人数59人)	B	継続	図書コーナーの周知を図り、引き続き市民への利用を促していく。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・各種情報の提供(随時)	A	継続		男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催した。(9講座)	A	継続		

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	「上越市ハラスメント防止及び対応に関する指針」(以下、「ハラスメント防止指針」という。)を令和2年6月までに策定する。 ハラスメント防止指針に基づき、職員への周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施した。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備した。	A	継続		人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、広報主任会議の開催に代えて資料を配布し、職員への意識づけを図った。	A	継続		広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。 (数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。	C	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。 (数値目標:1回開催)	職員向け研修会を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。	C	継続		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度を継続して実施した。	A	継続		人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	・各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施した。	A	継続		男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。	A	継続		全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施した。	A	継続		
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2~R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	庁内掲示板に結婚や子どもの出生を掲載する際に、結婚や育児に関する休暇制度等について周知したり、職員又は職員の配偶者の出産予定を所属と人事課で早期に把握する申出書を活用し、所属内での業務の調整につなげ、育児休業等を取得しやすい環境を整備したりするなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	A	継続		人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2~R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	A	継続		
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図った。	A	継続		危機管理課
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新)	A	継続		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発 ・情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載(9/25号)を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発した。(9月号に特集記事、相談窓口の周知は毎回掲載)	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 1講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣) 4講座	A	継続		
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・出前講座(3回)の開催	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの配布(市内施設・医療機関・スーパーなどに配置) ・啓発リーフレットの作成及び配布(6,000部) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、市民プラザのイベントでの活用、女性相談窓口への掲出)	A	継続		
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。後日、資料を配付することで、庁内連携体制の確保と情報共有を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに関する相談に応じることで、子育てに不安や負担を抱える保護者が必要な支援を受けられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応し、子育て不安の解消につなげた。	A	継続		健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	虐待の通告を受けた際は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行った。	A	継続		すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行った。(情報紙9月号に掲載)	A	継続		男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施し、相談者への支援を行った。(女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情なし)	A	継続		男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意し、緊急時における体制を維持した。(貸出実績なし)	A	継続		
女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎月第1～第4金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	A	継続		市民相談センター	

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2)) ～個々のケースに応じて関係機関との連携を図りながら支援に取り組んだ。	A	継続		男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2)) ～個々のケースに応じて関係機関との連携を図りながら支援に取り組んだ。	A	継続		男女共同参画推進センター

市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上

■全庁的に取り組むべき施策に関する集約結果と結果に基づく評価(7ページ)

施策の方向	事業内容	事業計画
I 男女が等しく参画するための社会環境整備 3 女性が活躍できる社会づくり (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 ① 市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。

各課事業等の集約結果			
クオータ制達成状況		女性委員の登用状況	
達成	22審議会等 (17.9%)	1人以上 登用	114審議会等 (92.7%)
未達成	101審議会等 (82.1%)	委員への 登用なし	9審議会等 (7.3%)
合計	123の審議会等		

<クオータ制の考え方>
委員が同数(定数が奇数である時は、男女の数の差が1人であること。)となるよう配慮すること。

■参考資料(審議会等における現状)

執行機関、審議会等	
法令等に基づく執行機関、審議会等の区分	
執行機関	1. 地方自治法第180条の5第1項に規定する執行機関 ・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員 2. 地方自治法第180条の5第3項に規定する執行機関 ・農業委員会、固定資産評価審査委員会
附属機関	3. 地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会 ・地域自治区に置く地域協議会
	4. 地方自治法第202条の3の規定に基づき条例で設置する審議会及び要綱等に基づく私的諮問機関等 ・上越市特別職報酬等審議会 など

区分別登用状況 (R4.3.31現在)			
審議会等	男性	女性	合計
6	33人 82.5%	7人 17.5%	40人
28	305人 80.9%	72人 19.1%	377人
89	846人 69.6%	370人 30.4%	1,216人
123	1,184人 72.5%	449人 27.5%	1,633人

※地域協議会を除いた女性登用率：30.0%

女性委員が不在 (9)

上越市地域公共交通活性化協議会、八千浦区地域協議会、上越市クリーンセンター生活環境保全協議会、上越地域予防接種健康被害調査委員会、上越ものづくり振興センター運営協議会、上越市第三セクター等評価委員会、上越市漁港運営協議会、上越市水道水源保護審議会、上越市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

女性委員の構成比が10%以下 (11)

上越市国民保護協議会、上越市国民保護協議会幹事会、上越市防災会議、浦川原区地域協議会、大島区地域協議会、中郷区地域協議会、板倉区地域協議会、津有区地域協議会、上越市都市計画審議会、上越市美術展覧会運営委員会、上越市農業委員会

第3次基本計画に基づく令和4年度実施計画【総括表】

…女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数	
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	重複1 3 1	
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	5 2	
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 2	
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3 3	
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：31	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	4 4 1	
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	6 1	
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	2 9	
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実	1 2	
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	3 3	
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2 重複1 2	
		(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	重複1 3 2	
		(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	重複1 3 2	
	4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	4 重複1 8	
		II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発
	(2) 相談窓口の充実			①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	2 3
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6		(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	1 3
			(2) 自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	1 1
	合計（重複登録分を除く合計）				93

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度実施計画		
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図る。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図る。 ・センター登録団体委託:7講座 ・(公財)新潟県女性財団との共催・協力開催:各1講座 ※センター講座については、男女共同参画の周知啓発を図るよう、センター登録団体とのヒアリングを行い実施する。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度実施計画		
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:7回開催)	・民生委員児童委員協議会や町内会、事業所等で開催(目標:7回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。	人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催するほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図る。	男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように各学校を指導することにより啓発を進める。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を17小学校区で開催する。	17小学校区で人権を考える講話会を開催し、啓発を進める。	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で18講座以上)	男女共同参画出前講座の開催し市民への意識浸透を図る。 (企業や学校・町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	男女共同参画推進センター
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施 2回以上)	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	目標		
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図る。	男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時において、父子手帳の配布を通し、父親の育児参加について啓発を行う。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間18回(全42回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促すことにより、父親への意識啓発を行う。	健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	目標		
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮しながら、保育を実施する。	保育課
	担当者を中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導する。	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年1回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導する。	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導する。	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導する。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画			令和4年度実施計画	担当課
	事業内容	事業計画	目標		
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。	すこやかにくらし包括支援センターや健康づくり推進課において、こころの相談に対応し、適切な支援につなげる。 自殺予防対策連携会議を開催し、関係機関との情報共有等を行うほか、併せて自殺予防研修会など、地域における自殺予防対策を推進する。	すこやかにくらし包括支援センター・健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌や市ホームページに掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図る。	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市ホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行う。	
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。	関係機関が実施する取組や制度について、市ホームページ等を利用して広く周知し、労働環境の改善を進める。	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価に加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりにより家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりにより協定に関する記事を掲載すること、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝えることにより、女性農業者の経営参画に取り組む。	農業委員会事務局
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりにより農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりにより農業者年金に関する記事を掲載すること、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝えることにより、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組む。	
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図る。	こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。また、7月から軽度病児・病後児の預かり及び送迎を実施する。	
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行い、協議が整い次第学校内への移転を行う。 ・支援員等研修会を年2回以上行い、支援員等の資質向上を図る。	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。	保育課
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。	
	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率90%以上を目指す。	・性に関する指導の全体計画の作成 ・「生命の尊厳」「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「性感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進める。	健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。子宮頸がんと乳がんの検診受診者を受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日・日曜日健診の実施	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。	・妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、必要な支援につなげる。	
	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。	スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進する。	健康づくり推進課
	「たばこ健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこ健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。	・妊産婦喫煙防止(母子手帳交付、3か月健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進める。	
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30~11:30 ・金 午後18:30~20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図る。	
生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦に対し、授乳指導等の支援を行う。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。(助産師による継続支援を含む)		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

<p>中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生き育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。</p>	<p>中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。</p>	<p>次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。</p>	<p>・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図る。</p>	<p>健康づくり推進課</p>
--	---	--	--	-----------------

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画			令和4年度(予定)	担当課
	事業内容	事業計画	目標		
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底する。	こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底する。	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画			令和4年度実施計画	担当課
	事業内容	事業計画	目標		
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	該当者への申請案内を徹底する。	市ホームページで、各種支援制度の周知を図る。	産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し意識啓発を図るとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施する。	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催するとともに、女性が再就職しやすい環境を整える。	関係機関と連携し女性のための再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職への支援する。	産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進める。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数;1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を複数人選定し呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	農政課
	女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を実施するなど、特定事業主行動計画に従った取り組みを実施する。	人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供する。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(27.5%)より向上させる。	庁内に向けた「クオータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。令和3年度は、自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	職員採用試験において、継続的に女性職員を採用するとともに、能力・適正を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知し、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員採用ガイドの作成・配布、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	市民への男女共同参画に関係する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行う。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施する。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備する。	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越やホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	年に1回以上広報主任会議を開催し、職員への意識づけを図る。	広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催し、意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催し、意識啓発を図る。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図る。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図る。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施する。	
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2~R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を実施するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施。	人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2~R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施。	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対する男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立つ。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図る。	危機管理課
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した粉ミルクや哺乳瓶等を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努める。(粉ミルクは毎年度更新)	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度実施計画		
			目標	取組内容	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発する。	男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座・出前講座の開催	男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度実施計画		
			目標	取組内容	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努める。	男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・啓発リーフレットの配布(市内中学校・各種施設などに配置) ・女性相談カードの作成及び配布(2,000部) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、市民プラザのイベントでの活用、女性相談窓口への掲出)	
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVIに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図る。	男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応し、子育て不安の解消につなげる。	健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	・虐待の通告を受けた際は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行う。	すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施計画について

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度実施計画		
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行う。	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度実施計画		
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター

**上越市第3次男女共同参画基本計画に基づく
令和3年度取組実績及び令和4年度実施計画について**

○【資料1】令和3年度男女共同参画推進センター事業実績

1 ページは女性相談事業、2～3 ページは男女共同参画推進センター事業の令和3年度事業概要の報告です。

女性相談については、相談件数・人数ともに目立った増減はないものの、感染症拡大に伴う社会状況や生活様式の変化に伴う相談が今後増えてくることも想定され、今後とも関係機関等との連携や相談員のスキル向上など相談体制の強化が必要です。

男女共同参画推進センター事業については、令和3年度も前年に引き続きコロナ禍の状況下であり、各種講座の開催件数や参加人数の減少、審議会の書面開催、職員研修会の中止など多方面で影響を受けました。男女共同参画の意義の普及や意識啓発を効果的に市民へ浸透させていくため、様々な分野のより広い世代へ向けて発信していく工夫が重要と考えています。

○【資料2-1】第3次基本計画に基づく令和3年度取組実績（総括表）

第3次基本計画における「施策の分野」、「基本目標」、「重点目標」、「施策の方向」、それに関係する「事業数」と事業の達成状況（A～D評価）について記載しています。令和3年度において重複記載している事業を除き全体で93の事業に取り組み、令和4年度についても93事業を引き続き実施します。

達成状況の割合については、A：達成…81.7%、B：ほぼ達成…9.7%、C：未達成…8.6%、D：未実施…なし、となり「達成」と「ほぼ達成」で9割以上でした。

コロナ禍の影響により「未達成」と評価した事業が8つあり、前年度（3つ）よりも増えています。

- 【資料2-2】第3次男女共同参画基本計画に基づく令和3年度取組実績について
「未達成」と評価した事業を主に、令和3年度の取組実績について以下のとおり説明
します。

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり（資料1～2ページ）	
重点目標(1) 男女共同参画についての理解の促進	
事業内容「 男女共同参画の基本的知識の周知 」（1頁・4段目）	
<ul style="list-style-type: none"> ・講座終了後に参加者へ行ったアンケート調査結果は、講座の満足度について「満足」、「おおむね満足」の回答を合わせて、全10講座の参加者平均で85.3%となりました。 	
重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し推進	
事業内容「 保護者への啓発方法や連携方法を工夫 」（1頁・7段目）	
<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観日等に保護者や地域の方々へ男女平等教育の授業を公開するように各学校へ指導してきた結果、授業公開をした学校の割合は41%でした。保護者への啓発は行われたものの、より多くの学校で授業公開をしてほしいと考えるため「B評価」としたものです。 	
事業内容「 小学校を会場に人権を考える講話会を開催 」（1頁・8段目）	
<ul style="list-style-type: none"> ・17小学校区の目標が実績で16小学校区となったため「B評価」としたものです。開催できなかった1校は、直前で感染症が拡大したため直前で中止とし、令和4年度に延期して実施することになりました。 	
重点目標(4) 子どもへの意識啓発の推進	
事業内容「 担当者の中核とした男女平等教育の推進 」（2頁・7段目）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進担当者や人権教育担当者が学校外の研修に参加することができた」と回答した学校は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため研修会への参加が難しい状況であったため、全体の割合で38%となりました。より多くの学校が学校外の研修に参加できるようになることを願い「B評価」としました。 	
基本目標2 男女共同参画を実践できる環境づくり（資料3～6ページ）	
重点目標(1) 労働環境の見直しの推進	
事業内容「 こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進 」（3頁・1段目）	
<ul style="list-style-type: none"> ・日々の相談対応による支援や自殺予防対策連絡会議の開催による関係機関との情報共有のほか研修会の開催など地域における対策を進め、男女共同参画を実践できる環境づくりとして取り組みましたが、令和3年度の自殺者数が増加したため目標未達成の「C評価」としました。 	
事業内容「 事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 」（3頁・2段目）	
<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定を「定員の7割」としており、1回目：10.0%、2回目：56.0%であった 	

<p>ため「C評価」としたものです。</p> <p>重点目標(2) 子育て、介護への支援の充実</p> <p>事業内容「ファミリーサポートセンター運営事業」(4頁・2段目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から預かり保育の対象年齢を「0歳から12歳」から「0歳から18歳」に拡大したことにより、地域の子育て支援における利用者の利便性向上など事業の拡充を図りました。
<p>基本目標3 女性が活躍できる社会づくり (資料6～7ページ)</p>
<p>重点目標(1) 女性の能力発揮への支援</p> <p>事業内容「スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する講習会の情報提供」(6頁・4段目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報上越に講座情報を24件以上掲載することを目標としてきましたが、広報の発行回数の減少や女性の人材育成に特化した講座開催の減少などのため、目標を達成することができず「C評価」としました。令和4年度からは、求職者に対する各種の支援制度の周知を目的として、市のホームページへの各種支援制度の内容等を掲載することにより、女性の人材育成などに向けた施策として取り組むこととしております。
<p>事業内容「女性の就労支援事業を実施」(6頁・7段目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職支援セミナーを上越公共職業安定所と連携して開催したが、セミナー参加定員10名のところ6名の参加となりました。「定員の7割以上」という目標には届きませんでした。講座の開催により女性の再就職への環境整備に一定の効果はあったと評価して「B評価」としました。
<p>重点目標(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進</p> <p>事業内容「農業経営に対する女性参画の推進」(7頁・1段目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の新潟県農村地域生活アドバイザーの確保を目標としていますが、県の振興局と連携して候補者の選定・呼び掛けを行ってききましたが、今年度は確保には至らず「C評価」としたものです。近年、女性農業者が農業士や指導農業士を希望する傾向にあることや、アドバイザーの認定要件として5年間以上地域農業活動の従事が必要なことなど、認定のハードルが高いことがあると分析しています。
<p>重点目標(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>事業内容「市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上」(7頁・6段目)</p> <p>《別途、【資料2-3】で説明します。》</p>
<p>基本目標4 推進体制の整備 (資料8～9ページ)</p>
<p>重点目標(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進</p> <p>事業内容「セクシュアル・ハラスメント防止対策周知」(8頁・6段目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントのない良好な職場環境を整備するため、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供することを目標に

	<p>掲げています。取組内容は、主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施し、全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう取組を実施しました。</p>
	<p>事業内容「男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発」（8頁・8段目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現のための全庁的な取組として、基本計画の趣旨や関連する各種事業について理解を深めるため研修会を計画したが、感染症拡大に伴い開催直前に中止としたため、未達成の「C評価」としたものです。 <p>同様の理由から、職員向けの研修会についても「C評価」としています。</p>

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

<p>基本目標1 暴力を許さない社会づくり（資料10ページ）</p>	
	<p>重点目標(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発 (10頁・1～3段目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターの取組として情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への関連記事の掲載やセンター講座や出前講座など各種講座の開催など、女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止についての啓発に取り組みました。特に、学校教育の場でのデートDVの防止、事業所における様々なハラスメント防止など、それぞれの分野に合わせたテーマの講座を開催することで効果的な啓発が図られるよう心掛けました。
	<p>重点目標(2) 相談窓口の充実 事業内容「女性相談窓口の周知」（10頁・4～8段目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談啓発リーフレットの作成・配布を中心に、市内の公共施設や関係機関、商業施設等への女性相談窓口の周知カードの配付や大型ポスターパネルの掲出を行いました。その他の取組についても、すこやかなくらし包括支援センターと健康づくり推進課、高齢者支援課が連携して、子育ての相談対応、介護の虐待通告における迅速・適切な対応に取り組みました。
<p>基本目標2 被害者等への支援（資料11ページ）</p>	
	<p>重点目標(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護 重点目標(2) 自立への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】で報告したとおり、令和3年度の女性相談の実績は、実相談者数が233人、延べ相談件数が3,064件となりました。前年比で実相談者数がマイナス18人（251人）、延べ相談件数でプラス66件（2,998件）と、目立った増減はありませんでした。 <p>ただし件数に関わらず、近年ではDVや児童虐待など、相談内容が多様化・複雑化している傾向にあることから、引き続き研修会や各種講座等を通じて、相談</p>

員のスキルアップや女性相談窓口の認知度を高めるなど、相談者への必要な支援につなげるよう、取り組んでいきたいと考えています。

○ **【資料 2 - 3】 市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上**

この取組は、全庁的に取り組むべき施策と位置付けておりますが、令和 3 年度末現在、市の 123 の審議会等における女性登用率は 27.5%となり、前年度比で 0.7 ポイント下降する結果となりました。

123 の審議会等のうち、「クオータ制」達成は 22 審議会等で全体の 17.9%、また女性委員が不在の審議会等は 9 つで全体の 7.3%となりました。

女性登用率が向上しない要因としては、市の審議会等の中には、専門的な知識や資格・経験を有している委員が選任条件であったり、会の構成団体からの職務指定（いわゆる充て職）による委員の推薦が定められているものが多く、元々それらの対象に女性が少ないという現状があります。また、地域協議会では委員を公募公選制により選出しているため市の裁量で性別を指定することが困難となっています。なお、地域協議会の委員数は市の全部の審議会等の約 23%を占めており、地域協議会を除いた女性登用率では 30.0%となります。

引き続き女性の参画促進のための意義や必要性などの啓発活動を図るほか、審議会等の委員の選任に係る条例や要綱等を踏まえつつ、充て職や関係団体への推薦依頼などにおいて見直しができるところは改善を検討しながら、女性委員の登用率向上に向けて取り組みます。

○ **【資料 3 - 1】 第 3 次基本計画に基づく令和 4 年度実施計画（総括表）**

【資料 2 - 1】の「令和 3 年度取組実績（総括表）」と同様に、基本計画の施策の分野・基本目標・重点目標・施策の方向・事業数についてまとめたもので、令和 4 年度は全体で 96 事業、重複分を除く実数で 93 の事業に取り組んでいます。

○ **【資料 3 - 2】 第 3 次男女共同参画基本計画に基づく令和 4 年度実施計画について**

令和 4 年 2 月開催の令和 3 年度第 2 回上越市男女共同参画審議会において、令和 3 年度取組実績（見込み）とともに、令和 4 年度実施計画（予定）として審議されたものです。当時、未確定であった内容の令和 3 年度取組実績を踏まえた修正や、説明文がより適切な表現となるよう文言修正した箇所がありますが、概ね前回にお示したものと同内容となりますので、個別の説明は割愛させていただきました。